

斜里町ふるさと納税返礼品選定基準【ver.3.0】

1. 趣旨及び目的

斜里町は、ふるさと納税制度を通じて、個性ある地域づくりへの参加を広く呼びかけ、知床・斜里町の魅力を発信しイメージ向上に資するため、返礼品の選定及びその製造事業者に関する基準を下記のとおり定める。

<解説>

斜里町のふるさと納税は、条例に基づいて個性ある地域づくりをめざすために行うものです。返礼品を提供する事業者の皆さまに対しても、「個性ある地域づくり」への参加・賛同を求めるものでもあります。

また、返礼品は、知床・斜里町の魅力を発信するものであること、知床・斜里町のイメージ向上に資するものであることとしています。魅力の発信やイメージ向上に繋がらないと判断された特産品等は、返礼品として選定されませんので、ご注意ください。

2. 返礼品の種類と「特産品等」の定義

(1) ふるさと納税に対する斜里町の返礼品は、次の4種類とする。

- ① 知床しゃりブランド制度による「認証品」
- ② 斜里町の「特産品等」
- ③ 斜里町への来訪を喚起する宿泊券・アクティビティ利用券等「サービス券」
- ④ 斜里町が独自に選定し、事業者「依頼した商品」

<解説>

返礼品は、現在のところ、記載の4種類に分類・区分したうえで、選定していきます。

①の「認証品」の場合、原則として、この選定基準の影響を受けず、返礼品として登録可能となります。認証品は、この選定基準よりも厳しい審査(衛生基準、食味審査等)を経て、ブランド品として認証されているためです。

③の「サービス券」は、事業者基準を満たし、斜里町への来訪を喚起するための一般的なサービス券であれば、選定されるものと予定します。

また、斜里町にある資産(家、土地、墓等)に対するサービスは、ふるさと斜里町へ来ることができずに対応するためのものであり、それらの対価としてふるさと納税を行うことは斜里町に対し有効な手段の一つであることから、選定されるものと予定します。

④の「依頼した商品」とは、①～③如何に関わらず、斜里町役場が独自に選定し、事業者に直接要請した商品です。例えば、「トコさん」関連商品や、知床財団グッズなど

がこれに該当します。

②の「特産品等」は一般的な特産品であり、この選定基準は、主にこの特産品等を選定するために設けられたものとなります。

(2) 「特産品等」の定義

この基準で言う「特産品等」とは、斜里町の農業や漁業、その他地域産業、風土のイメージと結びつく一次産品や加工品であって、斜里町民が広く購入しているものや、旅行者向けの「特産品」としてすでに広く認知されているもの、もしくは、今後の各産業の取り組みにより認知される可能性があるものを指す。

<解説>

1の趣旨及び目的に記載のように、「知床・斜里町の魅力を発信しイメージ向上に資する」ための返礼品であり特産品ですので、ここで記載のように、特産品として、斜里町の産業や風土と結びついたり、町民に購入されたり、既に認知されたりしていることが必要です。

「今後認知される可能性が高い」とは、販売はしているがまだ知られていない斜里町らしい特産品や、まもなく販売されるが斜里町らしさが伝わると期待、判断される特産品のことを指します。

また、総務省のふるさと納税指定制度において「返礼品等そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、当該地域経済の活性化に寄与するものであることが必要」との考え方により地場産品基準を定めている趣旨に鑑み、町内で相応の付加価値が生じていると判断されるものは「特産品等」として取り扱う場合もあります。

3. 事業者に関する基準

「特産品等」または「サービス券」を提供する事業者（法人または個人事業主）は、下記の要件をすべて満たしていること。

- (1) 原則として、本社・本店又は主要事業所が斜里町内にあり、その設置後3年以上が経過していること
2. 斜里町内で製造できる機能や設備がないことから町外に原料を提供し製造している場合は、原料提供事業者が(1)の条件に適合していること
- (2) 斜里町のふるさと納税事業の趣旨及び本基準に同意かつ協力すること。
- (3) 生産、製造、販売に関する法令等を遵守していること。
- (4) 個人情報に関係した法令を遵守し、実際の取り扱いにも十分に留意すること。
- (5) 町税等の滞納がないこと。
- (6) 代表者等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員でないこと。

<解説>

(1)の要件は、1の趣旨及び目的の観点から、町外事業者が地域づくりに参加せず、知床の知名度のみを利用することを許容しないことを意味します。当面は、ここに記載の条件を満たす事業者の特産品などを返礼品として取り扱うこととします。

(1)の「原則として」とは、本社・本店又は主要事業所が町内にある事業者と同等の事業実態がある場合や、設置後3年に満たないが商工会や観光協会などの公共的団体と連携し経営指導を受けながら起業・創業・商品開発している場合、要件を満たす町内の事業者が構成員となっている法人格を持たない団体が事業主体となる場合には、認める場合があることを意味します。

(2)から(6)までの要件は、同意書へのサインなどによって、確認します。

(3)や(4)の法令への違反が指摘・確認された場合や、(5)の町税の滞納が確認された場合などには、改善されるまで返礼品としての登録から一時的に除外する場合がありますので、ご注意ください。

4. 「特産品等」及び「サービス券」に関する総則的基準

(1) 知床・斜里町の魅力を発信し、地域のイメージ向上に資すると認められる「特産品等」または「サービス券」であること。

<解説>

1の趣旨及び目的に記載事項を、基準として再確認している項目です。

(2) 品質や数量において、安定的な供給が見込めること。但し、あらかじめ期間や数量を限定し、明示したうえで供給することを申し出たものは、この限りではない。

<解説>

寄付者が返礼品(特産品等)を選び決済された後に、その特産品等の欠品が確認され予定通り発送できないことがあると、斜里町の信用失墜、イメージの低下にも繋がる可能性があります。

供給可能な範囲で登録し、適切な在庫管理をお願いするものです。季節性のある商品の登録を妨げるものではありません。

(3) 総務省の定める地場産品基準や関連するQ&Aを含む運用基準を遵守した商品であること。総務省の定める基準に則り、返礼品等の重量や付加価値のうち一定程度以上を上回る割合が斜里町で行われていることを当該返礼品等の製造等を行う者により証明される必要があるため、商品紹介ページには斜里町内で行われた製造又は加工工程について詳細に記載すること。

<解説>

この基準とは別に、総務省の基準の再確認をお願いします。ただし、総務省の基準を満たしていても、斜里町独自の基準によって登録できない（差し戻す）場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (4) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法、旅行業法、旅客運送法など、関係法令を遵守した商品であること。

<解説>

商品やサービスに関連する法令を遵守していただく必要があります。法令への違反が指摘・確認された場合には、改善されるまで返礼品としての登録から一時的に除外する場合がありますので、ご注意ください。

5. 「特産品等」の原材料に関する基準

- (1) 農畜産物そのものを特産品等とする場合、2 (2) の「特産品等の定義」に該当するものを対象とし、そのほとんどが斜里町内で産出したものと証明できるもの。

<解説>

「そのほとんどが斜里町内で産出」とは、収穫、選別、梱包などの過程でどうしても近郊市町村で産出されたものと区分できなくなってしまう実情に配慮した規定です。

- (2) 農畜産加工品を特産品等とする場合、2 (2) の定義を満たすとともに、原則として、その特産品等の「主たる原材料」となる作物が斜里町の農畜産品として斜里町民に広く認知されている作物であって、その作物のほとんどが斜里町内で産出したものと証明できるもの。もしくは、主たる原材料は斜里町産出の農畜産品ではないものの、第二位以下の原材料となる斜里町産の農畜産品によって、商品の味や魅力が特徴づけられるもの。また、原料原産地に限らず、斜里町内において製造、加工その他の工程の主要な部分が行われ、相応の付加価値が生じているもの。

<解説>

「主たる原材料」とは、食品表示の第1位に表示される作物を指します。しかし、5 - (1) と同様の基準の作物を用いた農畜産加工品として、斜里町のアピールにつながっていると考えられる商品でも、原材料表示で、第1位にならない場合があります。第2位以下の場合であっても、斜里町産品によってその商品が明らかに特徴づけられ、アピールされている場合には、選定される可能性があることを意味します。なお、加工品においては総務省の定める基準に則り、当該特産品等の付加価値のう

ち過半を上回る割合が斜里町内で行われていることを証明していただく必要があるため、その製造・加工工程について紹介ページ内で詳しく記載することができる商品のみとします。

- 例 ・斜里町産の小麦粉と道内産の小麦粉を同程度配合し製造した麺類
- ・斜里町産の農作物を特徴とするレトルト食品 等

- (3) 鮭・マスそのもの若しくは鮭・マス加工品を特産品等とする場合、原則として、そのほとんどが北海道の沿岸で漁獲されたと証明できるもの。
- (4) 鮭・マスを除く水産物そのもの若しくは水産加工品を特産品とする場合、2(2)の定義を満たすとともに、国内において広く一般に流通し、かつ食用に供されている原材料であって、斜里町内において製造、加工その他の工程の主要な部分が行われ、相応の付加価値が生じているもの。

<解説>

鮭・マス製品については、「鮭、日本一のまち」としてのブランドと寄付者からの信頼を維持するため、原材料の産地表示において斜里町や知床の沿岸を含む北海道以外の沿岸で水揚げされた原材料は特産品等として認められません。

その他の水産物については、原産地に限らず、国内産と遜色ない品質であって、加工品においては、総務省の定める基準に則り、当該特産品等の付加価値のうち過半を上回る割合が斜里町内で行われていることを証明していただく必要があるため、その製造・加工工程や事業者のこだわりについて紹介ページ内で詳しく記載することができる商品のみとします。また、本町の特産品としての信頼性を保つため、国内で一般的に食用とされていないものや、流通実績のないなじみのない原材料を用いた加工品については認められません。

- (5) 食品のうち、コーヒーやお米等、日本国内や斜里町で生産されていない原材料を用いる場合、加工（焙煎・精米等）や製品化を斜里町内で行ったものであること。

<解説>

斜里町内で生産されていない原材料を仕入れ、斜里町内で加工工程のうち主要な部分を行うことで相応の付加価値が生じており、なおかつその加工工程や事業者のこだわりについて紹介ページ内で詳しく記載することができる商品のみとします。

- (6) 食品以外のその他の複合的な加工品のうち、その特産品等が斜里町で産出・生産されたものによって明確に特徴づけられているもの、もしくは、原材料の多くは斜里町で産出・生産されたものではないが、高度な製造加工によって斜里町内で製作・製造されたもの。

<解説>

「その他の複合的な加工品」とは、木工製品や陶芸品、鹿工芸品など、食品以外の斜里町らしい特産品が想定されています。

高度な製造加工が加われば、どのような食品加工品でもよいという意味ではありませんので、ご注意ください。

6. その他

(1) 特産品等やサービス券の場合、3の事業者に関する基準を満たしている事業者からの申請を踏まえ、斜里町商工会や知床斜里町観光協会との合議を経て、登録の可否を判断します。

(2) この基準は、その時々々の情勢や経済団体、事業者の皆様からの意見を踏まえ、順応的に管理をし、変更する場合があります。

<この基準の制定・改定履歴>

ver.1.0	令和3年(2021年)10月20日制定
ver.1.1	令和4年(2022年)2月28日改定
ver.1.2	令和4年(2022年)4月18日改定
ver.2.0	令和6年(2024年)6月1日改定
ver.3.0	令和8年(2026年)3月1日改定